

# 振興基本計画 既存事業検討シート

平成25年度

No. \_\_\_\_\_

No.	分類	該当地区	既存事業	担当課	関連部局
007	道路・交通	山海	細街路の再編・整備（狭隘道路の解消）	建設課	

## I 事業の推進状況

	具体的な実施内容（現在の進捗状況又は実施予定）	実施時期（見込み）								
		H24年度まで	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
1	条例等の制定 道路の拡幅整備に関する条例等を制定し、制度化する	<input type="checkbox"/> 完了 <input checked="" type="checkbox"/> 未定								
2	狭あい道路整備等促進事業 狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備に係る用地取得、舗装工事等	<input type="checkbox"/> 完了 <input checked="" type="checkbox"/> 未定								
3		<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未定								
4		<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未定								
5		<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未定								

## II 事業有効性の検討

有効性	事業内容の検討		【判定欄】	有効性判定		
				※該当する番号の欄に○を記入してください		
有効性	<input type="checkbox"/> 事業効果	総計 131-②	道路を計画的に整備することにより、安全・快適な道路づくりを行う。	○	道路を計画的に整備することにより、住民が安心して道路を通行できる。	1 きわめて効果が高い
	<input type="checkbox"/> 生活効果	生活 8	道路が整備されることにより、住民が住みやすい市街地が形成される。	○	道路を計画的に整備することにより、住民が安心して道路を通行できる。 また、災害に強いまちづくりを進めることができる。	2 効果が高い
						3 効果が認められる
						4 効果が少ない
						5 効果がない

## III 総合評価

総合	評価・判断に係るコメント（緊急性、関連性について、特に考慮すべき点など）	（説明）	総合評価
		狭あい道路整備等促進事業は、建築基準法(以下「法」という。)が適用される以前から建物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路について、接する敷地の建物の建替え等の際に、道路の中心からそれぞれ2m後退してもらおう等、幅員が4mの道路へ拡幅整備を図っていくものである。これを行うためには、まずこれらの道路の拡幅整備に関する条例等を制定し、制度化することが必要である。また、現存する狭隘道路はたくさん存在するため、息の長いまちづくりの視点から取り組み、安全で快適な、災害に強いまちづくりを進める必要がある。したがって、住民との協議を十分しながら慎重に進めていく必要がある。	拡充... さらに拡大・充実を図るべき事業 維持... 現行計画に沿って推進すべき事業 見直し... 縮小又は廃止に向けて検討すべき事業